

議案第 38 号

大口町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

大口町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 6 月 1 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、教育職報酬表の報酬時間額の改定に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大口町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大口町条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1 報酬表 3 教育職報酬表中「2,240円」を「2,350円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

大口町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表第1 報酬表（第3条関係）			別表第1 報酬表（第3条関係）		
1 行政職報酬表（一）			1 行政職報酬表（一）		
略			略		
2 行政職報酬表（二）			2 行政職報酬表（二）		
略			略		
3 教育職報酬表			3 教育職報酬表		
職務の級	号給	報酬時間額	職務の級	号給	報酬時間額
1級	1号給	<u>2,350円</u>	1級	1号給	<u>2,240円</u>
備考 略			備考 略		

## 改 正 要 旨

### 1 改正の趣旨

愛知県の市町村立小中学校非常勤講師等に対する報酬支給要綱の改正により、本町の小中学校に勤務する講師及び養護教諭の報酬時間額を見直すため、改正するものです。

### 2 改正の概要

愛知県非常勤講師の勤務1時間の報酬の額(2,940円)の80%とします。

$2,940円 \times 80\% = 2,350円$  (10円未満切捨て)

### 3 施行期日

令和8年7月1日から施行します。